

随 意 契 約 結 果 書

物品等の名称及び数量	令和7年度 清龍丸使用バース賃貸借
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当 中部地方整備局副局長 西尾 保之 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル
契約締結日	令和7年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	名古屋港管理組合管理者 名古屋市港区港町1番11号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	係留時間12時間まで 総トン数1トンにつき 11円05銭 係留時間、12時間を超える場合 総トン数1トンにつき超過時間12時間までごとに7円36銭を上記の額に加算した額
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	係留時間12時間まで 総トン数1トンにつき 11円05銭 係留時間、12時間を超える場合 総トン数1トンにつき超過時間12時間までごとに7円36銭を上記の額に加算した額
随意契約によることとした理由	本件は、浚渫兼油回収船清龍丸(4,792トン)の係留施設を賃貸借するものである。本件の実施にあたっては、次の設備を有することが必要不可欠である。 (特殊な設備) (1)水深7.5m、延長150m以上の岸壁又は栈橋 (隣接バース係船柱使用での対応可能。) (2)給水及び電力供給施設 また、名古屋港は船舶係留施設が慢性的に不足しているため、上記施設要件を満たしたうえ、年間を通した長期間の使用、かつ当局の希望時に係留できる施設は名古屋港管理組合所有の岸壁ほか存在しないと考える。よって名古屋港管理組合がこれら条件を満足する唯一の者であると判断できる。 よって当該係留施設に係留するために、当該係留施設を賃貸借するものであり、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、競争を許さないものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、名古屋港管理組合と随意契約するものである。
備 考	